

国立大学法人東京農工大学教育職員選定年規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学教育職員選定年規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学教育職員選定年規程</p> <p>平成19年4月1日 19 経教 第15号</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(申出の方法)</p> <p>第6条 選定年制度により退職を希望する者は、原則として選択する退職の日の<u>2年前</u>までに所定の申出書により、所属部局長を通じて学長に対しその旨を申し出なければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第7条～第11条 省略</p> <p>附則 省略</p> <p>別表(第6条関係) 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略(現行どおり)</p> <p>(申出の方法)</p> <p>第6条 選定年制度により退職を希望する者は、原則として選択する退職の日の<u>6月前</u>までに所定の申出書により、所属部局長を通じて学長に対しその旨を申し出なければならない。</p> <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>第7条～第11条 省略(現行どおり)</p> <p>附則 省略(現行どおり)</p> <p><u>附則(22教規程第36号)</u></p> <p><u>この規程は、平成22年4月26日から施行する。</u></p> <p>別表(第6条関係) 省略(現行どおり)</p>	